

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|---|-----------------------|
| 調 達 件 名 | 市有建築物保全業務その2 |
| 発 注 課 | 建築保全課 |
| 選 定 事 業 者 | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。</p> <p>本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託先の選定に当っては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年号外法律第18号）第21条第1項に基づき①発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有していること、②法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること及び③発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれらを担保するため、④市のチェック・コントロールが効くこと、⑤事業の継続性が図られることを加えた5点が要件となる。</p> <p>民間事業者は、①から③の要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに④、⑤の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。</p> <p>以上の理由から、上記団体に特命する。</p> | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |